日本司法支援センター
平成 28 年規程第２号
最終改正　令和８年２月 26 日
令和８年規程第５号

リスク管理規程

（目的）

第１条　この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることにより、センターの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「リスク」とは、センターの業務実施の障害となる要因（センターとして行うべき業務を行わないことを含む。）をいう。

２　この規程において「リスク管理」とは、センターの業務フローに内在するリスクを把握して分析し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

（役職員の責務）

第３条　役員及び職員（法律事務取扱規程第２条第５号に規定する勤務弁護士等を含む。以下同じ。）（以下「役職員」という。）は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

２　職員は、リスクが発生した場合（リスクが発生した可能性を認識した場合及びリスクの発生が回避できない可能性を認識した場合を含む。以下同じ。）には、次条第３項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

（リスク管理体制）

第４条　センターにおけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、最終的な責任を有する。

２　内部統制を担当する理事は、理事長を補佐し、リスク管理を総括する。

３　理事長は、リスク管理を適正に行うため、リスク管理責任者を次のとおり置く。

一　本部　課及び室の長

二　地方事務所及び支部　地方事務局長

三　法律事務所　法律事務所代表

四　地域事務所　地域事務所代表

五　コールセンター　コールセンター長

（リスク管理責任者の責務）

第５条　リスク管理責任者は、第３条第２項の規定による報告を受けた場合、速やかに次条に規定するリスク管理委員会に報告しなければならない。

（リスク管理に関する委員会）

第６条　理事長は、センターの運営に係るリスク管理について、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）をもって担わせる。

（委員会の組織）

第７条　委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

一　コンプライアンス推進室担当部長

二　コンプライアンス推進室長

三　その他内部統制担当部長が指名する職員

２　委員会に委員長を置き、内部統制担当部長である委員をもって充てる。

３　委員長に事故があるときは、コンプライアンス推進室長が、その職務を代理する。

（委員会の任務）

第８条　委員会は、次の事項について年１回以上検討及び審議を行い、その結果を内部統制を担当する理事を通じて理事長に報告する。

一　センター全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策のとりまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項

二　リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるもの（以下「重大なリスクの発生」という。）の再発防止に関する事項

三　その他委員会が必要と認めた事項

２　前項の規定にかかわらず、委員会は、第５条の規定による報告を受けた場合には、当該報告に係るリスクが重大なリスクの発生に該当するかどうかを速やかに判定しなければならない。この場合において、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程第４条第１項に規定する常勤弁護士等による法律事務の取扱いに関しては、その職務の独立性を最大限に尊重しなければならない。

３　委員会は、前項の検討の結果、重大なリスクの発生に該当すると判断した場合には、速やかに本部事務局長、内部統制を担当する理事及び理事長に報告しなければならない。

（重大なリスクの発生への対応）

第９条　理事長は、前条第３項の規定による報告を受けた場合において、重大なリスクの発生を認めたときは、内部統制を担当する理事及び委員会を指揮して、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

２　理事長に事故があるときは、内部統制を担当する理事又は本部事務局長がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。

３　センターは、重大なリスクの発生が認められたときには、適切な手段を選んで公表する。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか、リスク管理に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成28年１月15日から施行する。

附　則（日本司法支援センター令和８年規程第５号）

この規程は、令和８年３月１日から施行する。